

都城市有公共施設（小中学校）の屋根の目的外使用許可による
太陽光パネル設置促進事業プロポーザル実施要領

平成30年8月

都城市 環境森林部 環境政策課

都城市有公共施設（小中学校）の屋根の目的外使用許可による
太陽光パネル設置促進事業プロポーザル実施要領

【 目 次 】

1	事業の目的	1
2	公募概要	1
3	条件等	3
4	提案募集スケジュール	8
5	応募資格	8
6	参加表明書の提出	9
7	実施要領及び資料に関する質問の受付期間	11
8	現地見学会等	12
9	図面等の閲覧について	13
1 0	企画提案書の提出	13
1 1	審査方法等	15
1 2	事業候補者の決定	17
1 3	接続契約の締結及びFIT認定の取得	17
1 4	行政財産の目的外使用許可	17
1 5	失格事由	18
1 6	留意事項	18
1 7	担当窓口	19

別紙1：予想されるリスクと責任分担

別紙2：対象施設一覧

別紙3：事業実施に係る誓約書

別紙4：行政財産目的外使用許可申請書

1 事業の目的

都城市有公共施設（小中学校）の屋根の目的外使用許可による太陽光パネル設置促進事業（以下「本事業」という。）は、都城市（以下「市」という。）が有する既存の公共施設のうち市が指定する学校施設（以下「学校施設」という。）において、民間事業者の力を活用した太陽光パネル設置促進事業を実施することにより、再生可能エネルギーの普及拡大及びエネルギーの安定供給に向けた分散型電源の確保とともに、学校教育への貢献並びに行政財産の有効活用を図ることを目的とする。

2 公募概要

（1）公募及び行政財産目的外使用許可の流れ

【事業候補者の選定】

本事業を目的外使用許可（以下「使用許可」という。）により実施しようとする者は、市が指定する学校施設の中から、構造上の安全性や事業採算性が確保できると見込まれる施設の一部又は全部を選択し、市に企画提案書を提出する。

市は、提出された企画提案書を基に公募型プロポーザル方式により、原則として最も優れた提案をした1者を、事業候補者として選定する。

市は、事業候補者が今回の事業に伴う「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「再エネ法」という。）に基づく経済産業大臣の事業計画認定（以下「FIT認定」という。）申請を行うことに同意する。

【行政財産目的外使用許可】

事業候補者は「事業実施に係る誓約書（別紙3）」を市に提出した上で、学校施設の屋根に係る行政財産目的外使用許可申請を行い、市は、提出された申請書等に基づき審査を行う。事業候補者は、行政財産目的外使用許可を受け、使用料を納付して本事業を行うものとする。

本事業は、地方自治法第238条の4第7項に基づき、学校施設の用途や目的を妨げない限度において、民間事業者による太陽光発電のための使用を許可するものである。

また、本実施要領に定める事業候補者の選定や行政財産目的外使用許可を受けた場合であっても、事業期間が満了するまでの間、学校施設の用途や目的に支障を生じた際には、発注者は、受注者に対し、発電事業の縮小、中止等を求めることがある。

（2）公募する学校施設の概要

対象とする施設を別紙2に示す。提案者は、この施設の中から本事業を行うための設備（以下「太陽光発電設備」という。）の設置を希望する施設を選定すること。

なお、別紙2に示す施設は、太陽光設備の設置を技術的・構造的に保証するものではない。また、図面と現況が異なる場合もあり、設置の可否については提案者が検討の上、明らかにすること。

太陽光発電設備の設置が施設の使用や今後行う施設整備に支障を及ぼすことになると市が判断する場合には、使用許可をしない場合がある。

事業候補者として選定された者は、以上の理由から、発電事業の縮小や中止等が生じる可能性があることを十分に理解するとともに、施設の使用許可を受けるに当たり、学校施設の建築図面等や現地状況を確認し、構造上の安全性を十分に確保した上で事業を進めること。

なお、学校施設の建築図面等や現地状況を確認する際には、教育総務課と事前に調整すること。

（3）事業期間

発電設備の発電は、FIT認定を受けた日から3年以内に開始することとし、売電の期間は、運転開始日から最大20年間とする。

（4）学校施設の使用許可

ア 学校施設の使用許可期間は、当該施設の使用許可の始期から始期の属する年度の末日までとする。

イ 事業者は、当該施設の使用条件を変更しないことを前提として、以下の（ア）から（ウ）までに掲げる期間を通算した期間を限度に、市の審査の上、1年度を単位として使用許可を更新することができる。

（ア）該当設備の使用許可の始期から太陽光発電設備の運転開始日前日までの期間

（イ）太陽光発電設備の運転開始日から20年間

（ウ）太陽光発電設備の運転終了日から原状回復に要する期間

ウ 事業者は、使用許可を受けた学校施設を第三者に使用させ、又は改造してはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

エ 売電方法

FIT認定に基づき、原則として、発電した電気の全量を電気事業者へ売電すること。

3 条件等

(1) 使用料

- ア 提案できる 1 m²当たりの使用料は、年額 100 円（税抜き）以上とする。
- イ 年間の使用料は、提案した金額に使用する面積を乗じて得た金額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。

年間の使用料＝提案した金額×使用する面積×消費税及び地方消費税の税率

※使用する面積の算定については、学校施設の屋上、屋根及びその他の学校施設の部分並びに土地に本事業の目的で設置する機器・配線・支柱等の使用面積（水平投影面積とし、間隔を開けて設置する場合は、その隙間の面積も含む。）の合計とする。使用する面積に 1 平方メートル未満の端数があるときは、当該端数について 1 平方メートルとして計算する。

- ウ 使用料の支払は、当該年度分を、毎年度市が指定する期日までに納付するものとする。
- エ 使用期間に 1 年未満の端数があるときは、当該端数について月割りにより計算するものとする。
- オ 納付した使用料は、還付できないものとする。
- カ 端数処理については、計算途中で行わず、累乗後、算出して得た使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 太陽光発電設備の設置容量

各施設に設置する太陽光発電設備は 10kW 以上 50kW 未満のものとし、発電総容量は提案者の提案によるものとする。

なお、学校施設の再編（統廃合）や改築、解体、配管敷設、空調室外機の設置等により屋上を公用又は公共用に使用する場合や、災害その他やむを得ない場合など、市が認める場合は、発電総容量の変更を認めることがある。

(3) 太陽光発電設備及び設置方法

ア 太陽光発電設備の設置に当たっては、次に掲げる事項を遵守する。

(ア) 既設の他の設備等の保守点検や学校施設の維持管理に支障を生じない計画とする。

(イ) 既設設備の改修（空調機器及びアンテナの移設、TV配線の切り回し等）を伴わない計画とする。

(ウ) 設置場所敷地内及び設置場所周辺建物等へ光害等の被害を起こさないよう十分分配慮した設計・施工とすること。

また、被害を及ぼした場合は、事業者の責任により対応すること。

(エ) 太陽光発電設備下部等に鳥獣が巣を作り、設置場所敷地内及び設置場所周辺建物等へ、糞害等の被害を起きないように十分分配慮する構造とすること。

また、被害を及ぼした場合は、事業者の責任により対応すること。

(オ) 既設のコンクリート床、壁などの穴あけは、作業前に鉄筋の探査を行うなどして、既設の鉄筋を切断しないようにすること。

イ 太陽光発電設備の設置検討及び施工については、次に掲げる事項を遵守する。

(ア) 太陽光発電設備の据付けは、建築基準法施行令39条並びにJIS C 8955「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とし、図面等を確認及び現地視察状況を加味し、構造上の安全を証する書類を行政財産目的外使用許可申請に当たり提出するものとする。

なお、校舎の屋上に設置する場合は、太陽光発電設備の全荷重に加えて、屋上に既に設置されている空調室外機等の荷重も考慮して、安全性の確認を行うものとする。また、勾配屋根では、通常積載荷重を見込んでいないことから、太陽光発電設備の荷重を考慮した上で構造上の安全性の確認を行うこと。

また、昭和56年以前に建設（旧耐震基準で建設）された学校施設のうち、耐震診断によって耐震性を確認した建物や耐震改修によって耐震性を確認した建物は、市が災害対策施設等に位置づけたものであり、太陽光発電設備を設置してもなお耐震性が保持されていることを確認すること。

構造上の安全を証する書類の作成は「一級建築士」又は「二級建築士」によるものとする（学校施設全体の構造検討や耐震性の確認は一級建築士によること）。

(イ) 対象施設の屋上設置の施工管理に当たっては「一級建築士」又は建築一式工事に係る「監理技術者又は主任技術者」が確認するものとする。

なお、施工に当たり、市が施工に係る施設指定の書類を求めるときは、別途提出すること。また、工事写真については「工事写真の撮り方・建築編」（一般社団法人公共建築協会）に準じて工事写真を提出すること。

(ウ) 太陽光発電設備設置時及び事業期間内に必要な防水施工を行うとともに、施工

者又は事業者が保証すること。万が一、太陽光発電設備の設置に起因する雨漏り等が生じた場合は、事業者の責任において速やかに防水機能の回復等必要な対応をすること。

また、原因がわからない場合においても、その究明に協力すること。

なお、防水施工についての保証の内容と雨漏りが発生した場合に、責任を持つて対応する旨を書面で示すこと。

(エ) 太陽光発電設備の設置に伴い、市又は第三者に損害を与えたときは、全て事業者の責任で速やかに対応すること。

なお、損害を与えたと市が判断した場合も含まれる。

ウ 太陽光発電設備の基礎設置工法については、必要強度を確保した基礎方式にて設計して提案すること。

エ 電気設備工事については、次に掲げる事項を遵守する。

(ア) パワーコンディショナ等の設置場所は、周辺建物等へ騒音、電波障害等の被害を起きない場所を選定の上、市との協議による。

(イ) 太陽光発電設備に係る配線ルートについては、売電用の電線路を別途設けて送電することとし、対象施設の保安上・管理上支障がないルートを選定の上、施設管理者と協議すること。

また、太陽光発電設備、配管・配線には、施設の電気工作物と識別ができるよう、要所に本事業のものであることがわかるような表示を行うこと。

(ウ) 化学物質過敏症の生徒が通われている学校施設もあるため、施工前に市に塗料等の材料の使用制限の確認を行うこと。

(エ) 太陽光発電設備の設置に際しては、対象建物に停電が発生しない方法を優先する。

停電を伴う場合は、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせビラ等）を作成し、市と事前協議の上施設の主任技術者にも報告を行い、その指示に従うものとする。

(オ) 事業者が発電量を遠隔モニタリングするための機器等を取り付ける場合は、事業者が電源を用意すること。

(カ) 災害時などの非常時には、太陽光発電による電力を、設置した施設が無償で使用できるものとする。については、防災コンセント（単相 100V、2 個口）1 か所以上を設置すること。

なお、設置場所は、一般の立ち入りが容易な場所とし、市との協議によること。

(4) その他留意事項等

- ア 本事業を行う事業者は、次に掲げる事項を遵守する。
- (ア) 太陽光発電設備に係る設計、材料、工事、維持管理、各種協議及び本事業に關係して、その他関係法令に基づき必要な手続等に係る一切の費用は、事業者の負担とする。また、申請者が市となる手續（保安区域の変更等、既申請の変更）についても資料作成等に協力すること。
- (イ) 太陽光発電設備に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法、建築基準法、再エネ法等の関係法令を遵守するものとする。
- (ウ) 事業者は、対象施設及び周辺地域の居住者に対して、工事内容及び安全対策等についての説明を行うものとする。また、説明を行う際には、市に対し、その内容、日程等について事前に通知した上で実施すること。
- (エ) 設置工事に伴う、近隣への騒音、振動、ほこり等の工事公害及び太陽光発電設備を設置したことによる周辺への影響に対する対策及び対応は、事業者の責任において行うこと。
- (オ) 工事の実施時期に関しては、市と事前協議を行うこと。
なお、設置工事の実施時期や期間等によっては、利用者等の安全性を考慮し、各施設の管理者と調整の上で、仮囲いその他の対策を講じること。
- (カ) 太陽光発電設備に係る、点検、メンテナンス等全ての維持管理は事業者が行うものとする。
なお、毎年台風シーズン前（7月～8月）を含み1回以上点検を行い、腐食、さび、変形、基礎の沈降、隆起、ボルト、金具等の緩み、基礎の設置箇所における劣化状況等の確認を行うこと。
点検後は、点検結果及び確認のできる写真を添えて「点検結果報告書」として市へ提出すること。
なお、不具合が生じている場合については、事業者の負担で補修等を行うこと。
また、地震、台風等の災害発生後は、原則として太陽光発電設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。
- (キ) 天候による発電量の変動、太陽光発電量の減衰、売電価格の下落等、発電量に関するリスクは、全て事業者が負うこと。その場合において、使用料の変更は行わないものとする。
- (ク) 売電期間終了時には、事業者の負担と責任において設置した太陽光発電設備（基礎含む。）を撤去し、基礎部分及びその各辺1mについて防水工事を行い、市に返還すること。返還時には、市に原状回復状況の確認を受けること。
なお、施工に当たっては、前号イの（イ）を遵守すること。
- (ケ) 発電設備を設置する施設について、市が行う屋根及び既設の設備等の維持管理に必要なスペース（機器や排水溝から1m）を確保するとともに、市の都合（経

年劣化等)により屋上の防水改修工事や空調設置・改修工事を行う場合や配線ルートに係る場所の改修工事を行う場合など、市の工事に支障がある場合は、事業者の負担により太陽光発電設備の一時撤去・保管及び再設置を行うこと。

なお、その場合の売電料の補償は行わない。

(コ) 設置した発電設備が原因で、市施設及び第三者等へ損害を与えた場合に備えて、事業期間中は、損害保険や賠償責任保険等に加入すること。

(サ) 本事業によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡することは禁ずる。ただし、市から事前に承諾を得た場合にはこの限りでない。

また、太陽光発電設備を第三者に貸与、担保等の目的に供してはならない。

イ 太陽光発電設備設置工事の際、作業ヤード、資材置場の用地等については、事業者自らにより確保するものとする。ただし、対象施設で市と協議の上、学校施設内で使用可能な場合は、行政財産目的外使用許可等の必要な手続を行うものとする。

ウ 事業期間中、市が行う学校施設の管理及び点検等のための屋根等の立ち入りに支障を生じないようにすること。

なお、その場合の感電防止等の安全対策を講じること。

エ 太陽光発電設備の設置、撤去及び管理に当たっては、市と協議するとともに、学校施設の構造、設備等に損害を与えないよう十分注意すること。

万が一損害が生じた場合は、事業者の責任において速やかに原状回復すること。

オ 太陽光発電設備の前年度の発電量実績や事業収支の状況等を、翌年度4月末日までに市に報告すること。

カ 学校施設の再編(統廃合)や改築、解体、配管敷設、空調室外機の設置等により屋上を公用又は公共用に使用する場合や、やむを得ず太陽光発電設備の移設又は撤去が必要となる場合、市は、事業者に設備の移設又は撤去を求めることができるものとする。

また、災害その他不可抗力(経年による劣化を含む)により学校施設が滅失又は毀損し、その効用を維持又は回復するのに過分の費用を要するなど使用許可の継続が不可能になった場合は、使用許可を終了する。この場合の費用を、市は負担せず、売電料の補償は行わない。

キ 平成30年度内に、FIT認定を取得すること。合理的な理由がある場合はその限りでない。

ク 太陽光発電設備に賦課される公租公課は、事業者において負担すること。

4 提案募集スケジュール

(1) 事業候補者選定日程

ア 公告日	平成 30 年 8 月 30 日 (木)
イ 参加表明書の受付	平成 30 年 8 月 30 日 (木) ~ 9 月 13 日 (木)
ウ 質問受付	平成 30 年 8 月 30 日 (木) ~ 9 月 13 日 (木)
エ 参加資格要件の審査通知	平成 30 年 9 月 20 日 (木)
オ モデル校現地見学会	平成 30 年 9 月 10 日 (月)
カ 質問に対する回答	平成 30 年 9 月 20 日 (木) まで
キ 企画提案書受付期間	平成 30 年 9 月 20 日 (木) ~ 10 月 4 日 (木)
ク 提案者ヒアリング・事業候補者の決定	平成 30 年 10 月 11 日 (木) (予定)
ケ 契約締結日	平成 30 年 11 月以降 (予定)

(2) 行政財産目的外使用許可日程

サ 行政財産目的外使用許可申請受付	FIT 認定を受けた日から 3 年以内
シ 行政財産目的外使用許可書（別紙 4）の交付	随時
ス 工事	FIT 認定を受けてから、3 年以内に工事を終えること

5 応募資格

(1) 応募資格

- ア 提案者は、本事業を実現することができる総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力を有する単独法人、法人格のある団体（以下「法人等」という。）又はグループ（複数の法人等の共同）とする。
- イ グループで応募する場合は、応募及び事業に必要な諸手続等を一貫して担当する法人等（以下「代表法人」という。）をあらかじめ定めること。
原則として、設置する太陽光発電設備の所有及び管理の主体を一元化すること。
また、グループの構成員の全てを明らかにし、役割分担を明確にすること。
- ウ 提案提出後において、事業運営を目的とした特定子会社等を設立することも可能とする。ただし、「応募時のグループの構成員」と「特定子会社設立後の特定子会社とそれ以外の企業からなるグループの構成員」は同一性があること。
さらに、特定子会社への移行手続の際は、グループ全社の同意及び市の承諾の下に事業を引き継がなければならない。
また、特定子会社は、応募当初の事業役割を担う事業者と同一性があること。
- エ 提案者は、応募資格確認書類により、本実施要領の内容を充分に遂行できると認め

られる者であること。

(2) 応募資格の制限

- 次に掲げるものは、提案者又は提案者の構成員となることはできない。
- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当するもの
 - イ 都城市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者
 - ウ 本店所在地の市町村税、消費税及び地方消費税を完納していない者
 - エ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は、公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するもの
 - オ 本実施要領の公示の日から施設の使用手続が完了するまでの期間において、次の
 - (ア) 又は (イ) に該当する者
 - (ア) 都城市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各項に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各項に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く）
 - (イ) 都城市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者
 - カ 応募資格確認書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
 - キ 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は本事業の公正進行を妨げる者、若しくは妨げた者

6 参加表明書の提出

(1) 受付期間及び提出方法

ア 受付期間・時間

平成 30 年 8 月 30 日（木）から 9 月 13 日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）
9 時から 12 時まで及び 13 時から 17 時まで

イ 提出方法

持参による（送付不可）。

※なお、提出に際しては、事前に都城市環境森林部環境政策課環境政策担当まで電話連絡（0986-23-2130）を行うこと。

ウ 提出先

都城市環境森林部環境政策課（環境政策担当）
(都城市姫城町6街区21号)

(2) 提出書類

ア 参加表明書（様式1-1号）

グループで参加の場合は、代表法人名で作成すること。

イ グループ構成表（様式1-2）

提案者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にする。グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた契約書又は覚書等の内容を添付すること。

また、特定子会社の設立を予定する場合は、その資本金、役員（予定）、出資者、定款を明らかにする特定子会社の構成計画書を提出すること。

ウ 誓約書（様式1-3）

本実施要領に掲げる参加資格の要件を満たすこと及び申請書類に虚偽不正のない旨の誓約書を提出すること。

なお、グループで参加の場合は、代表法人名で作成すること。

エ 暴力団排除に関する誓約書（様式1-4）

暴力団排除に関する誓約書を提出すること

オ 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3か月以内に発行されたもので最新の状態が反映されたもの。

カ 登記事項証明書又は登記簿謄本（登記事項証明書の場合は、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」のいずれかの全部事項証明書）

現に効力を有する部分の謄本で、受付日前3か月以内に発行されたもので、最新の状態が反映されたものを綴じたもの。

キ 納税証明書

次の（ア）及び（イ）について各1通ずつ綴じたもの。

（ア）国税にあっては、直近決算年度の確定申告分の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書で、最新の状態が反映されたものを提出すること。

（イ）都城市内に事業所を設置している企業にあっては、前3年度分の都城市税（法

人市民税、固定資産税、都市計画税、事業所税、軽自動車税）の未納がないことの証明書（都城市が発行する各税目の納税証明書）を提出すること。都城市内に事業所を設置していない企業にあっては、主たる事業所を設置している市町村税（市町村民税（法人）（東京都23区内では都民税（法人））、固定資産税、都市計画税、事業所税（東京都23区内では、固定資産税、都市計画税、事業所税については、都税）、軽自動車税）の未納がないことの証明書（主たる事業所を設置している市町村又は東京都が発行する各税目の納税証明書）を提出すること。いずれも受付日前3か月以内に発行されたもので、最新の状態が反映されたものとする。

ク 財務諸表

直近3か年の決算年度の計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及び附属明細書のうち有形固定資産及び無形固定資産の明細、法人税申告書（別表1～5）。

また、次に掲げる計算書を作成している場合は、これらの計算書も提出すること。

（ア）キャッシュフロー計算書

（イ）連結計算書類又は有価証券報告書

なお、公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合は、その監査報告書（写し）も提出すること。

ケ 法人概要（様式2-1～3他）

A4判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを1部綴じたもの。

年間売上金額、営業所一覧、有資格技術職員内訳表（様式2-1）、総括責任者・主任技術者表（様式2-2）、法人概要（様式2-3）等

なお、様式のあるものについては、様式に従い作成することとするが、これらの内容を全て含んだ通常各社で印刷しているパンフレット等による代用も認める。

※エからケまでについては、グループで応募する場合は、構成する全ての構成員分を添付すること。

7 実施要領及び資料に関する質問の受付期間

本実施要領及び資料に関する質問は、次に掲げる方法により行うものとする。

（1）質問の方法

質問は、都城市環境森林部環境政策課環境政策担当宛に質問書（様式3）により提出す

ること。

なお、電話、ファックス、持参、送付等は不可とし、次の電子メールアドレス宛に、所属（団体名、担当者氏名、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス）を記載の上送付する方法による。

seikatu@city.miyakonojo.miayazaki.jp

なお、メールのタイトルは「学校施設の屋根の太陽光パネル設置使用許可に関する質問」とすること。

（2）受付期間

平成 30 年 8 月 30 日（木）から 9 月 13 日（木）まで

（9 月 13 日（木）午後 5 時 15 分までに必着（市が受信完了）のこと）

（3）質問に対する回答

質問に対する回答は、質問の受付後、市のホームページ（市有公共施設（小中学校）の屋根の目的外使用許可による太陽光パネル設置促進事業に係る提案募集）に示し、個別対応は行わない（平成 30 年 9 月 20 日（木）までに掲載）。

回答には、重要事項等が含まれることがあるため、定期的に内容の確認を行うこと。

回答の内容を確認しなかったことによる提案者が被った損失について、市は一切の責めを負わない。

なお、回答は、本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

8 現地見学会等

次に掲げるとおりモデル校の現地見学会を実施するので、希望する者は、次に掲げる手順に従い申込みの上参加すること。

（1）申込みの方法

申込みは、都城市教育委員会教育総務課施設管理担当宛に申込書を提出すること。（書式は自由とする。）

また、電話、ファックス、持参、送付等は不可とし、次の電子メールアドレス宛に所属（団体名、担当者氏名、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス）、参加人数、当日の電話連絡先を記載して送付する方法による。

kyoikusoumu@city.miyakonojo.miayazaki.jp

メールのタイトルは「現地見学会申込み」とすること。

ア 実施日：平成 30 年 9 月 10 日（月）

イ 実施場所及び時間は、申込みのあった者に直接連絡する。

（2）受付期間

平成 30 年 8 月 30 日（木）から 9 月 7 日（金）の 12 時までとする。

9 図面等の閲覧について

図面等の閲覧については、次に掲げる方法により行うものとする。

（1）図面等の閲覧申込み

申込みは、都城市教育委員会教育総務課施設管理担当に行うものとする。電話、ファックス、持参、送付等は不可とし、電子メールで申し込むこと。

なお、市が提供する書類、施設台帳図面、資料等は、応募に係る目的以外では使用しないこと。

kyoikusoumu@city.miyakonojo.miayazaki.jp

（2）閲覧に係る申込み期間

平成 30 年 8 月 30 日（木）から 9 月 7 日（金）の 12 時までとする。

（3）閲覧場所

都城市教育委員会教育総務課（施設管理担当）

（4）閲覧期間

平成 30 年 8 月 30 日（木）から 10 月 4 日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

9 時から 12 時まで及び 13 時から 17 時まで

10 企画提案書の提出

企画提案書の提出については、次に掲げる方法により行うものとする。

（1）受付期間及び提出方法

ア 受付期間・時間

平成 30 年 9 月 20 日（木）から 10 月 4 日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

9 時から 12 時まで及び 13 時から 17 時まで

イ 提出方法

持参による（送付不可）。

※なお、提出に際しては、事前に電話連絡（0986-23-2130）を行うこと。

ウ 提出先

都城市環境森林部環境政策課（環境政策担当）

（都城市姫城町 6 街区 21 号）

（2）企画提案書提出書類

企画提案の内容を、様式 4～9 に従い提出する。

- (ア) 様式 4-1-1 : 応募申込書
- (イ) 様式 4-1-2 : 企画提案書目次
- (ウ) 様式 4-2-1 : 提案の基本方針・概要、その他アピールポイント等
- (エ) 様式 4-2-2 : 防水施工の保証期間や保証内容について
- (オ) 様式 4-2-3 : 契約予定の損害保険等について
- (カ) 様式 4-2-4 : 設計・工事等の品質管理について
- (キ) 様式 4-2-5 : 工事期間中の配慮（騒音・振動対策、安全対策等）について
- (ク) 様式 4-2-6 : 維持管理体制について
- (ケ) 様式 4-2-7 : 雨漏り等緊急時の対応についての提案
- (コ) 様式 4-2-8 : 学校教育や地域の環境学習等への貢献について
- (サ) 様式 5 : 資金計画等
- (シ) 様式 6 : 【提案施設】設置提案施設・設備及び屋上等使用料の一覧
- (ス) 様式 7 : 【提案施設】太陽光発電設備の配置図
- (セ) 様式 8-1 : 安全性への配慮【モデル校】太陽光パネル設置に対する積載荷重及び風荷重等の確認
太陽光発電設備の据付けは、建築基準法施行令 39 条並びに JIS C8955「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とし、市から提示する図面等を確認及び現地視察状況を加味し、構造上の安全を証する書類（3 項 4 号ア参照）
- (ソ) 様式 8-2 : 安全性への配慮【提案施設】パネル基礎設置工法

(タ) 様式9：事業用（10kW以上）太陽光発電事業にかかる実績

(3) 提出部数

原本1部、写し7部、データ（CD-R）2部

データ提出におけるファイル形式は、Adobe Acrobat PDF形式、Microsoft Word docx.形式又はMicrosoft Excel xlsx.形式によるものとし、データは提出時点で最新版のウィルスチェックソフトでチェックしたものを提出すること。

なお、企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

1.1 審査方法等

(1) 審査方法

審査基準に基づき、企画提案書の審査を行う。審査に当たっては、事業者選定委員会で公平かつ客観的に行うものとする。

(2) 審査基準

企画提案書を審査する基準は、おおむね次に掲げるとおりとする。

ア 基礎審査：安全性の確認として、次に掲げるとおり基礎審査を行う。

評価項目		審査基準	配点
安 全 性 へ の 配 慮	積載荷重及び風荷重等に関する考え方は適切で、安全性を考慮した提案がなされているか。 【モデル校】	様式8-1に基づき審査を行う。	—
	太陽光発電設備の基礎設置工法については、必要な強度を確保し、安全性を配慮した工法を提案しているか。 【提案施設】	様式8-2に基づき審査を行う。	—

※ 基礎審査を通った提案について、次に掲げる提案審査を行う。

イ 提案審査：次のとおり提案審査を行う。

評価項目			選定基準	配点
①	環境	太陽光発電設備容量の規模	再生可能エネルギーの普及拡大に貢献する適切な規模の太陽光発電設備が提案されているか。	10
②	使用料	学校施設の使用料	使用料の額は事業収支の見込み等を考慮して、適正に算出されているか。	15
③	事業計画	事業者の経営状況	提案者の経営状況や資金調達計画が信頼できるか。	10
④		事業計画	事業収支の見込み等を考慮して、適切な事業計画がなされており、当該計画が信頼できるか。	5
⑤	施工計画	設計・工事等の品質管理	優れた品質管理を行い、期限までに確実に工事を完了し、発電を開始できる信頼性があるか。 雨漏り対策について提案がなされているか。	10
⑥		工事期間中の配慮	工事期間中の配慮（騒音・振動対策、安全対策等）についての提案があるか。	10
⑦		工事施工、防水施工に係る保証及び損害保険等	工事施工及び工事部分の防水施工に係る保証期間及び保証内容に対する十分な提案がなされているか。 契約を予定している損害保険等の適切な提案がなされているか。	15
⑧	その他	維持管理体制	具体性・妥当性ある維持管理体制、雨漏り等緊急時の対応の提案がなされているか。	15
⑨		学校教育や地域の環境学習等への貢献	学校教育や地域の環境学習支援等につながる提案がなされているか。	10
⑩		太陽光発電事業の実績	事業用太陽光発電実施又は事業用太陽光発電設備設置の元請施工の実績があるか。	5
合計				105

ウ 提案審査の各評価項目について、次の5段階により評価する。

評価	評価内容	点数の算出方法（配分率）
A	特に優れている	配点 × 100%
B	優れている	配点 × 75%
C	普通	配点 × 50%
D	やや劣る	配点 × 25%

E	劣る	配点 × 0 %
---	----	----------

1.2 事業候補者の決定

市は、審査結果を基に、最も優れた提案を行った1者を事業候補者として決定する。

結果については、それぞれの提案者に対し書面により通知する。

事業候補者として選定された者は、企画提案書（様式4-2-1～8）を添付した「事業実施に係る誓約書（別紙3）」を、速やかに市に提出すること。当該誓約書の提出を受けて、市は事業候補者に対して、FIT認定申請書に添付する「建造物の屋根の使用に関する同意書」を交付する。ただし、その後、FIT認定を受けられない場合や施設の使用実態（統廃合や改修工事を含む）に応じて、市が修正を求めた場合には、発電設備の設置計画を見直すこと。

なお、次の場合において、事業候補者の次に提案審査の点数の高かった者（次点の提案者）を、事業候補者とする場合があり、該当する者に対し書面により通知を行うものとする。

- (1) 事業候補者が辞退した場合
- (2) 事業候補者が「1.5 失格事由」により、決定を取り消された場合
- (3) 事業候補者の提案施設と重複しない場合
- (4) 事業候補者の提案施設と一部重複する場合でも、重複する施設を除いた提案施設で、提案施設以外の提案条件を変更することなく事業実施の意向がある場合

1.3 接続契約の締結及びFIT認定の取得

事業候補者は、電気事業者と接続契約を締結し、FIT認定を取得すること。

なお、FIT認定通知書に関しては、ダウンロードの上、市に提出すること。

1.4 行政財産の目的外使用許可

事業候補者は、FIT認定取得以降に、施設の使用に係る行政財産目的外使用許可の手続について、市に対して、別途、市が定める様式による行政財産目的外使用許可申請書（別紙4）、計算書（市から提示する設計図書を基に、設置しようとする発電設備等の重量の増加に伴い既存の屋根等が長期荷重・地震力・風圧力・その他外力に対して問題がないことを証明する書類＜アレイ架台の強度計算も含む。＞）、工事計画書及び添付資料とともに提出するものとする。

市は、提出された申請書等に基づき審査し、条件をつけて許可又は不許可を決定し、事業候補者宛に通知する。

なお、提出された計算書に問題があった場合も不許可とする場合がある。

市は、学校施設の再編（統廃合）や改築、解体、配管敷設、空調室外機の設置等により屋

上を公用又は公共用に使用する場合や、やむを得ず太陽光発電設備の移設又は撤去が必要となる場合、事業者に設備の移設又は撤去を求めることができるものとする。

また、災害その他不可抗力（経年による劣化を含む。）により学校施設が減失又は毀損し、その効用を維持又は回復するのに過分の費用を要するなど使用許可の継続が不可能になった場合は、使用許可を終了する。この場合の費用を市は負担せず、売電料の補償は行わない。

なお、使用許可は、応募申込書に記載された名義で行うこと。ただし、その後、施設の使用実態（施設の統廃合や改修工事を含む。）に応じて、市が修正を求めた場合には、発電設備の設置計画を見直すこと。

1.5 失格事由

公告日から「事業実施に係る誓約書（別紙3）」が提出されるまでの間に、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) それぞれの提出期限までに提出書類の提出がない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 「5. 応募資格」に定める応募資格を満たさなくなった場合
- (4) 企画提案書の内容に反し、提案者の経営状況や資金調達計画が不良となった場合
- (5) 企画提案書の内容に反し、提案者の利益総額が赤字となり事業が成立しないことが判明した場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) 本実施要領に違反すると認められる場合

1.6 留意事項

(1) 費用負担

応募に関し必要な費用は、全て提案者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類に係る著作権は、提案者に帰属する。ただし、本事業に係る場合に限り、市は提出書類に記載されたデータを使用できるものとする。

また、提出書類は、都城市情報公開条例に定めるところにより公開される場合がある。

企画提案書については、事業候補者として選定された者のみ公開し、企業ノウハウに係る部分については非公開とする。

なお、提案書類は返却しない。

(3) 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(4) 複数の提案者の構成員となることの禁止

1 提案者の構成員は、他の提案者の構成員となることはできない。

(5) 構成員の変更の禁止

提案者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行い、市がこれを認めたときはこの限りでない。

(6) 提出書類の変更禁止

原則として提出書類の変更はできない。

なお、市は提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(7) 個人情報の収集及び提供

事業者が法人等の場合で、市から提出の求めがあったときは速やかに、市が定める様式による誓約書及び履歴事項全部証明書、又は現在事項全部証明書及び役員名簿（氏名、読み仮名、生年月日が分かるもの）を提出すること。ただし、取得した個人情報については、本事業のために収集するものであり、事務の目的外の利用・保有については、都城市個人情報保護条例により制限されている。

1.7 担当窓口

本事業の提案募集に係る担当窓口は、次に掲げるとおりとする。

都城市環境森林部環境政策課（環境政策担当）

都城市姫城町6街区21号

電話 0986-23-2130 ファックス 0986-23-2641

電子メールアドレス：seikatu@city.miyakonojo.miayazaki.jp